て準

を「及び同条第二十七項　及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項　三項」に改め、同表第六十六条の四第二十項の項中「第六十六条の四第二十項」を「第六十六条の四第二十六項」に改め、同項の前に次のように加える。

第十六条の四第十五項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第九項の項を次のように改める。

第十六条の四第十四項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引
	第七項の規定の適用がある国外関連取引	第六十七条の十八第六項に規定する同時文書化免除内部取引
	第一項	同条第一項
	財務省令	同条第六項に規定する財務省令
	所得の金額又は欠損金額	法人税の額から控除する金額

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第八項第二号の項中「第六十六条の四第八項第二号」を「第六十六条の四第十二項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第十六条の四第十三項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第八項第一号の項中「第六十六条の四第十二項第一号」を「第六十六条の四第八項の項の次に次のように加える。

第十六条の四第九項各号	対価の額	対価の額とした額
第十六条の四第十一項	同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引	同時文書化対象内部取引（第六十七条の十八第五項に規定する同時文書化対象内部取引
	第六項	同条第三項
第十六条の四第十二項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引
	第六項	第六十七条の十八第三項
	第一項	同条第一項
	として財務省令	として同条第五項に規定する財務省令
	所得の金額又は欠損金額	法人税の額から控除する金額

第六十八条第一項中「法人税法第二条第七号に規定する」及び「の各号」を削り、「係る同法」を「係る法人税法」に改める。

第六十八条の二中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第六十八条の二の三第一項中「各号の」を削り、同項第二号中「合併親法人株式（特定軽課税外国法人に該当する外国法人」を「合併親法人のうちいずれか一の法人（特定軽課税外国法人等に該当するものに限る。）」に改め、「に限る。）」を削り、同条第二項中「各号の」を削り、同項第三号中「分割承継親法人株式（特定軽課税外国法人に該当する外国法人」を「分割承継親法人のうちいずれか一の法人（特定軽課税外国法人等に該当するものに限る。）」に改め、「に限る。）」を削り、同条第三項中「各号の」を削り、「及び」の下に「第五項第一号並びに」を加え、同項第二号中「株式交換完全支配親法人株式（特定軽課税外国法人に該当する外国法人」を「株式交換完全支配親法人のうちいずれか一の法人（特定軽課税外国法人等に該当するものに限る。）」に改め、「に限る。）」を削り、同条第五項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「」及び「」という。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　特定軽課税外国法人等　特定軽課税外国法人及び合併、分割又は株式交換（以下この号において「合併等」という。）の直前において特定軽課税外国法人（当該合併等の直前において合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有するものに限る。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する外国法人（特定軽課税外国法人に該当するものを除く。）をいう。

第六十八条の三第一項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を、「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第二項中「特定外国親法人（」を削り、「で特定軽課税外国法人」を「のうちいずれか一の法人（特定軽課税外国法人等」に、「ものをいう」を「ものに限る」に、「同じ」を「特定外国親法人」という」に改め、「交付された」を削り、「（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」を「に規定する特定分割型分割」に改め、同条第三項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を、「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「特定普通法人等（一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人その他の」、「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）」及び「（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）のうち、公益法人等（同条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなり得るもので政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「特定普通法人等が」を「普通法人又は協同組合等が」に、「、第五十五条の五、第五十六条」を「から第五十六条まで」に改め、同条第二項中「特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に、「、第三項及び第七項」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「、第五十五条の五」を削り、同条第四項中「、第三項及び第七項」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第六十八条の六中「法人税法第二条第六号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、「同号に規定する」を削る。

第六十八条の八第一項中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「（以下この項において「普通法人」という。）」を削り、「おいて同法」を「おいて法人税法」に、「又は第六号に掲げる法人」を「若しくは第六号に掲げる法人又は次条第八項第七号に規定する適用除外事業者」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号の第一欄中「法人税法第二条第七号に規定する」を削り、同号の第二欄中「同法」を「法人税法」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。